日本航空 OB 乗員 有志の会ニュース

2016. 9.16
No.16-015

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

マタハラ裁判 東京地裁

9 月 7 日裁判報告集会

9 月 7 日、東京地裁で、マタハラ裁判の第六回口頭弁論が行われました。多くの支援者が参加したため、有志の会会員の傍聴は出来ませんでしたが、報告集会に参加しました。集会では、裁判口頭弁論で日本航空新就業規則「(従来の産前地上業務）本人希望⇒会社が認めた者のみに変更された事」について、労基法 65 条 3 項違反が浮き彫りになり、争点が明確になってきたことそして 9 月 2 日に裁判所へ要請行動を行い、団体署名・個人署名を提出しこと、個人署名が 2 万筆を超えたことなどが報告されました。

また、取り組みを支援する参加者の皆さんから「女性が輝く社会、差別されない社会に向けて頑張ろう」との力強い挨拶が有りました。
次回裁判は、10 月 26 日(水)11 時～527 号法廷と決まりました。

航空連ニュース（フェニックス 310 号：8 月 1 日号）より

JAL客乗　マタハラ裁判

- **家族の協力、保育園の援助に日々感謝**
- **進行協議で双方の主張整理　原告に近況を伺いました**

JAL客乗マタニティーハラスメント裁判は7月19日に進行協議が行われました。進行協議ではあらためて主張整理が行われました。9月7日には口頭弁論が開かれます。原告の神野知子さんに近況を伺いました。

今年４月から客室乗務員として職場復帰しています。復帰直後は、息子も保育園など新しい環境に慣れず病気がちになり、入院もしました。私も仕事と育児・家事のバランスがうまくつかめず、体調を崩してばかりでした。乗務と育児の両立は想像していた以上に大変で、家族の協力と保育園の援助に日々感謝をしながら奮闘しています。

私は、夜１０時から朝５時までの勤務に就かない深夜業免除勤務を選択しています。しかし、いくら深夜業務が免除されているとはいえ、朝早いフライトは始業が5時という勤務もあります。そのときは未明の3時前に起きて準備し出勤します。夜遅いフライトでは、終業が夜１０時前ぎりぎりのときもあり、帰宅は夜中になります。国際線日帰り乗務では１３時間を超える長時間の勤務とあわせて、成田への通勤時間の負担などもあり、子供の寝顔しか見られない日もあります。私たちの勤務は前月２３日に発表されるので、勤務表を見ながら翌月の予定を夫婦で相談し、ときには夫が会社を早退し育児をしています。

育児や介護で深夜業務免除の制度を選んでいる人には無給日という日があります。無給日というのは「深夜にかからない時間帯の仕事（フライト）がないのでお休みしてください」というもので、その分は減給されます。減給額は月に約3～８万円程度になるので、頑張って働いても給料日にはガッカリすることが少なくありません。JALは女性活躍に力を入れているので、制度改善を求めたいです。男性も女性も、みんなが不利益なく健康で活躍できる会社になることを願っています。

解雇から6回目の夏　解決に向け決意新たに

矛盾だらけの整理解雇許さず

誠実な対応求め支援広げよう

- JAL不当解雇撤回闘争

JAL不当解雇撤回闘争は、2010年12月31日の整理解雇から5年8カ月が経ちました。 日本航空が行った整理解雇は今、矛盾だらけに陥っています。

破綻した会社が2年で再上場を果たし、国から借りた3500億円は、2倍の7000億円にして国庫に入れました。再建後は毎年1500億円を超える利益を上げ、2015年度は過去最高の2091億円の経常利益を上げました。

JALは、2012年に東京地裁が原告の訴えを退ける判決を下すと客室乗務員の新規採用を開始し、今年度の採用を含め2920名の新人を採用しました。パイロットでは、貢献度が低いとして機長55歳以上を解雇しておきながら、今は60歳定年者を65歳まで再雇用しています。このような日本航空に展望をなくし、再建途上で200名以上のパイロットが他社に流出しました。

私たちの解雇理由は年齢と病歴です。5年8カ月の闘いは、同時に年齢を重ね、いささか疲れを感じさせています。とはいっても、こんな矛盾だらけの整理解雇を許すわけにはいきません。今後とも、物心両面のご支援をお願い致します。

パイロット原告副団長　齋藤　晃

165名が整理解雇されてからから6回目の暑い夏を迎えました。司法の場では、アベ政権がめざす解雇自由化の水先案内人の如く切り捨てられました。2010年1月、経営破綻したJALは、客室乗務員では45歳以上を対象に希

望退職者を募りました。CCU（日航キャビンクルーユニオン）を潰す気だと直感しました。同時にJAL労務政策と30年以上対峙し続けてきた自分なりの集大成の闘いをしようという思いが湧きました。 果たして被解雇者となった私は故郷で支援を広げようと、翌３月に愛媛へ引っ越しました。航空の職場しか知らない自分がどこまでやれるのだろうと不安の日々が今では懐かしい。 当初は「高給取り」のイメージがつきまとい、意思疎通が思うようにいかずストレスを抱えました。しかし訴える場を少しずつ増やして頂き、「支える会」が愛媛と徳島に結成されました。現在愛媛の会員数は京都を上回り、福岡に続き全国１０位になっています。支援共闘と支える会は全国で約30箇所に増えました。

「公共交通機関の安全」と「働く者の人権」を守る闘いに共感して頂いた結果です。安全の基盤を守るため会社に言うべきことを言ってきた人たちの解雇を「見せしめ」で終わらせてはなりません。

この解雇の本質は何か。航空の職場で起きている矛盾と合わせて考え、一刻も早くJAL経営に誠実に対応させるため、足元から更に支援を広げたいと切に思っています。

客乗原告副団長　林　惠美

皆さん　2016 年度も
カンパ支援・取り組み参加
宜しくお願い致します

今後の日程

＊宣伝行動・各地集会：私たちはあきらめない!!!
原告団 HP 日程参照

＊東京地裁：10 月 26 日(水)
マタハラ裁判　第七回口頭弁論
527 号法廷　11:00～
報告集会予定あり
「JAL CA マタニティハラスメント是正裁判
未来の飛んでる（みらとん）ママを支える会」
会則　・9 月 2 日要請書　・お願い・署名用紙

＊山口 宏弥氏 著書紹介：「安全な翼を求めて」

・詳細は、枠内をクリックして御覧下さい。